

「地域循環共生圏の実現に向けた共創に関する連携協定」

および

「小笠原村と東日本三菱自動車販売(株)ならびに東京電力パワーグリッド(株)との三者協力体制構築に関する覚書」の締結について

2023年11月28日

小笠原村

東京電力パワーグリッド株式会社東京総支社

小笠原村（村長：渋谷 正昭、以下「甲」という）および東京電力パワーグリッド株式会社東京総支社（常務執行役員東京総支社長：須藤 義嗣、以下、「丙」という）は、11月20日、「地域循環共生圏の実現に向けた共創に関する連携協定」（以下、「本協定」）を締結しました。

本協定は、小笠原村の地域循環共生圏の実現に向けて、防災・減災、環境、エネルギーの分野において、相互の連携を強化するものであり、エネルギーの地産地消や面的利用等の推進、再生可能エネルギーの利活用及び導入拡大など、小笠原村の地域特性を踏まえつつ、地域循環共生圏実現の絵姿を共に考え、共に創りあげていくことを目的としています。

また、翌11月21日、甲と東日本三菱自動車販売株式会社（取締役社長：長田 昭夫、以下「乙」という）ならびに丙は、甲と丙が締結した本協定の趣旨に乙が賛同し、三者にて協力関係を構築することに合意したため、覚書を締結いたしました。

この覚書は、台風などの影響により停電が長期化する可能性のある島嶼部におけるBCP施策として、三者が協働して取り組むことを確認したものです。

具体的には、停電時にEVを活用し、少しでも電力を確保・活用していただくことで、住民の皆さまの安心に貢献することを目指します。

なお、東京都の島嶼部において、本協定の締結は新島村さま、大島町さま、青ヶ島村さま、三宅村さまに続き5例目となります。また、「三者協力体制構築に関する覚書」の締結は新島村さま、大島町さま、三宅村さまに続き4例目となります。

1. 締結内容

地域循環共生圏の実現に向けた共創に関する連携協定 : 2023年11月20日
三者協力体制構築に関する覚書 : 2023年11月21日

2. 「地域循環共生圏の実現に向けた共創に関する連携協定」の概要

- レジリエンスの強化に関すること
- 省エネ推進に向けた取組に関すること
- エネルギーの地産地消や面的利用等の推進に関すること
- 再生可能エネルギー等の利活用及び導入拡大に関すること
- 脱炭素化に向けたエネルギーへの転換（電化等）に関すること
- 豊かな自然環境の持つ多様な機能・生物多様性の維持・向上に関すること
- 上記を始めとした「地域循環共生圏」の実現を契機とする、環境・経済・社会の統合的取組の推進に関すること

3. 「三者協力体制構築に関する覚書」の概要

- プロジェクト名称 EVで島をMOTTO元気にプロジェクト
- 目的
 - ・ 停電発生時、EVからの給電電力を生活の一部に役立てていただくこと。
 - ⇒ 島嶼部BCP対策の一環としてEVを活用していただくため、東日本三菱自動車販売にて中古EVを調達。
 - ⇒ このプロジェクトは、2023年11月20日に小笠原村と東京電力パワーグリッドが締結した「地域循環共生圏の実現に向けた共創に関する連携協定」の一環によるもの。
- プロジェクトの構成
 - ・ 運営主体：東京電力パワーグリッド株式会社
 - ・ 運営協力：東京都小笠原村
 - ・ 車両供給：東日本三菱自動車販売株式会社
 - ・ 車両整備：島内事業者の皆さま

4. 添付資料

- <別紙1> 地域循環共生圏の実現に向けた共創に関する連携協定書
- <別紙2> 地域循環共生圏の実現に向けた共創に関する連携協定書締結式
- <別紙3> 三者協力体制構築に関する覚書
- <別紙4> 三者協力体制構築に関する覚書締結式

以 上

本発表内容に関する報道関係者の問い合わせ先

東京電力パワーグリッド株式会社 東京総支社 広報・地域担当 TEL：03-6375-5429

地域循環共生圏の実現に向けた共創に関する連携協定書

小笠原村（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、小笠原村の地域循環共生圏の実現に向け、防災・減災、脱炭素なまちづくり及び持続可能な社会構築の推進に関し、以下のとおり連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が防災、環境、エネルギーの分野において、相互に連携・協働し、共に考え、共に創る「共創」の推進を通じて、再生可能エネルギー等の利活用や脱炭素化に向けたエネルギーへの転換等の施策を効果的かつ継続的に推進することで、防災レジリエンスの強化及び脱炭素社会・循環型社会の実現に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。なお、各号に関する具体的な内容については、別途協議のうえ定める。

- （1）防災レジリエンスの強化に関する事
 - （2）省エネ推進に向けた取組に関する事
 - （3）エネルギーの地産地消や面的利用等の推進に関する事
 - （4）再生可能エネルギー等の利活用及び導入拡大に関する事
 - （5）脱炭素化に向けたエネルギーへの転換（電化等）に関する事
 - （6）豊かな自然環境の持つ多様な機能・生物多様性の維持・向上に関する事
 - （7）上記をはじめとした「地域循環共生圏」の実現を契機とする、環境・経済・社会の統合的取組の推進に関する事
- 2 前項各号に掲げる事項の具体的な取組については、甲及び乙の合意の上、決定するものとする。
- 3 本協定による取組を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。
- 4 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社へ実施させることができる。

（連絡調整）

第3条 甲及び乙は、この協定による連携を円滑で効果的に進めるため、必要に応じ連絡調整を行うこととする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から5年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の60日前までに、甲及び乙から何らかの申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（法令の遵守）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく業務を遂行するに当たっては、関連する法令を遵守するものとする。

（協定の見直し及び解除）

第6条 甲又は乙が、本協定の変更又は解除を申し出たときは、協議の上、双方の合意により本協定の変更又は解除を行うものとする。

（疑義等の決定）

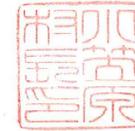
第7条 本協定に定めのない事項及び必要な事項については、甲及び乙が別途協議し、決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

2023年11月20日

甲：東京都小笠原村父島字西町
小笠原村長

須谷正昭



乙：東京都新宿区新宿五丁目4番9号
東京電力パワーグリッド株式会社
常務執行役員 東京総支社

須藤義嗣



地域循環共生圏の実現に向けた共創に関する連携協定書 締結式



【写真左から、東京都小笠原村 渋谷村長、東京電力パワーグリッド 小笠原事務所 津久井所長】

「地域循環共生圏の実現に向けた共創に関する連携協定書」における
三者協力体制構築に関する覚書

小笠原村（以下「甲」という）、東日本三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という）及び東京電力パワーグリッド株式会社（以下「丙」という）は、甲と丙が2023年11月20日に締結した「地域循環共生圏の実現に向けた共創に関する連携協定書」（以下「協定」という）の趣旨に乙が賛同し、以下の通り協力関係を構築することに合意するため、覚書（以下「本覚書」という）を締結する。

第1条（目的）

本覚書は、甲と丙が締結した協定に関して、その趣旨に賛同した乙の役割、成果の取扱い等について規定し、協力関係を通して契約当事者が相互に発展することを目的とする。

第2条（連携事項）

甲と丙が締結した協定に基づき、乙は中古電動車両（以下「電動車両」という）を自らの責任と判断で調達し、父島及び母島（以下「当該地」という）において販売するものとする。

- 乙による当該地への電動車両の販売にあたり、電動車両の販売価格は、乙と当該地の車両購入予定者との協議により決定する。
- 乙が供給する電動車両の数量や品質程度、受け渡し方法ならびにメンテナンスの内容など一切の売買条件については、当該地の車両購入予定者との協議にて決定する。
- 乙が調達し、販売する電動車両について、納入時に品質や性能などに問題が発見された場合は、乙と当該地の車両購入者間の売買契約に基づくほか、必要に応じて車両購入者と協議を行い、解決する。
- 本条第2項、第3項及び第4項に関し、甲と丙は協議には参画しない。

第3条（本覚書の扱い）

乙が社会貢献活動の一環として当該活動を推進するにあたり、第5条の規定に基づき、乙はプレスリリース等で活動内容を公表することができるものとする。

第4条（連絡調整）

甲、乙及び丙は、本覚書に基づく連携を円滑・効果的に進めるため、必要に応じて連絡調整を行うこととする。

第5条（情報の扱い）

甲、乙及び丙は、本覚書に基づく事業の実施において知り得た他の契約当事者の情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。

ただし、甲、乙及び丙が当該他の契約当事者と協議のうえ、合意があれば第三者への開示は可能とする。

2 前項の規定は、有効期間終了後も継続とする。

第6条（法令の遵守）

甲、乙及び丙は、本覚書に基づく業務を遂行するにあたり、関連する法令を遵守するものとする。

第7条（有効期間）

本覚書の有効期間は、締結日から5年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の60日前までに、甲、乙及び丙から何らかの書面による申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

第8条（その他）

本覚書に定めのない事項及び必要な事項については、甲、乙及び丙が別途協議し、決定する。

以上を証するため、本契約書を3通作成し、甲、乙及び丙は記名捺印のうえ、各1通を保有する。

2023年11月21日

甲 東京都小笠原村父島字西町
小笠原村長

渋谷正昭



乙 東京都目黒区鷹番一丁目4番7号
東日本三菱自動車販売株式会社
取締役社長

長田 昭夫



丙 東京都新宿区新宿五丁目4番9号
東京電力パワーグリッド株式会社
常務執行役員 東京総支社長

須藤 義嗣



「三者協力体制構築に関する覚書」締結式



【写真左から、東日本三菱自動車販売 岡田室長、東京都小笠原村 渋谷村長、
東京電力パワーグリッド 須藤東京総支社長】